平成２１年（再ロ）第１３号
北九州市門司区東新町１丁目２番16―205号
再生債務者　上戸　浩嗣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月21日まで
平成21年11月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第１０００６号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート４棟102号
再生債務者　木名瀬照子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月22日まで
平成21年12月１日　水戸地方裁判所

平成２１年（再ロ）第７号
金沢市緑が丘６番12号
再生債務者　丹羽　　宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月27日　金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第３号
福島県いわき市小名浜大原字中野地２番地の２
再生債務者　坂野井　久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月４日まで
平成21年12月１日
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（再ロ）第１１号
京都市伏見区納所中河原３番地41
再生債務者　平林　裕司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月４日まで
平成21年12月１日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目３番15―２号
再生債務者　下里　泰誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月５日まで
平成21年12月１日　那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００８７号
埼玉県志木市中宗岡４―８―12
再生債務者　大橋　信秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００５１号
埼玉県川越市大字寺尾881―９
再生債務者　松山　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第８号
宮崎市江平東町11番地11　江平ニューハイツ403号
再生債務者　中越　昌利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月１日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第６６号
大阪市平野区長吉川辺３丁目21番１―312号
再生債務者　柳澤　靖史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１０号
岩手県八幡平市平舘第10地割43番地１
再生債務者　工藤　修三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（再ロ）第１１１号
大阪市生野区生野西３丁目２番23号
再生債務者　前原　夏樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号
広島県尾道市木ノ庄町市原735番地
再生債務者　平野　忠男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日　広島地方裁判所尾道支部

平成２１年（再ロ）第５号
兵庫県明石市東野町1978番地の１　ワコーレ朝霧シーサイトヒルズⅢ703号
再生債務者　二宮　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月１日
神戸地方裁判所明石支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十一年十二月九日
名古屋市西区天神山町六番二二号
（甲）株式会社加司地
代表取締役　久松ノブ子
名古屋市西区花の木二丁目二三番一〇号
（乙）有限会社加司地
取締役　久松ノブ子

会社分割公告

当社（甲）は、吸収分割により平和奥田株式会社（乙）住所　滋賀県東近江市東沖野一丁目七番一〇号）の近畿二府四県、三重県及び愛知県において営業する不動産賃貸事業・住宅事業、並びに、滋賀県における不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）http://www.heiwaokuda.co.jp
平成二十一年十二月九日
滋賀県東近江市東沖野一丁目七番一〇号
平和建設株式会社
代表取締役　藤田　嶽恭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月十六日
掲載頁　八十九頁（号外第二四二号）
平成二十一年十二月九日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一二番六号
株式会社アイエフネットワーク
代表取締役　清水　直也